公益財団法人日本セーリング連盟 公益通報者保護規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本セーリング連盟(以下、「連盟」という。)は、法令違反ないし不正行為による 不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、本規程 を定める。

(対象者)

第2条 この規程は、連盟事務局職員・臨時雇い・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員(以下、「従業員等」という。)に対して適用する。

(通報等)

- 第3条 連盟、連盟の役員、会員又は従業員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という)が生じ、又は生じるおそれがある場合、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下、「通報等」という)をすることができる。
- 2 前項の申告事項を提供した者(以下、「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。 また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同 様とする。
- 3 従業員等は、不正行為の発生を認識した場合は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう 努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、別に案内する法律事務所(以下、「ヘルプライン窓口」という)に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をすることができる。

(通報等の窓口での対応)

- 第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や社会から非難を受けるおそれのある 業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のな い誹謗中傷は受け付けないものとする。
- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 就業規則その他に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

- 第6条 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査 を行う旨の通知、又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。
- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反 論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

- 第7条 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の 氏名を除く。)を、直ちに専務理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに 調査し、その調査結果を専務理事に報告するものとする。
- 2 ヘルプライン窓口による調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。
- 3 前2項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果に基づく対応)

- 第8条 前条の調査結果が重大である場合には、専務理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じ連盟倫理委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。
- 2 すべての調査結果は会長及び専務理事に報告するものとし、必要に応じて懲戒規程又は就業規則 に基づく懲戒処分の手続をとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
- 3 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒規程又は就業規 則に基づく懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益 処分を軽減することができる。
- 4 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く。)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。
- 5 ヘルプライン窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。 ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(情報の記録と管理)

- 第9条 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。
- 2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、その情報に関して秘密を保持しなければならず、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。
- 3 この連盟の役員及び従業員等は、各ヘルプライン窓口に対して、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第10条 この連盟の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、 通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益 になることをしてはならない。

(懲戒等)

- 第11条 連盟は、第2条第1項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った者に対しては、懲戒規程又は就業規則に基づく処分を行う。
- 2 連盟は、第10条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合、及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合、又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、それらの者に対し懲戒規程又は就業規則に基づく処分を行う。
- 3 懲戒処分の内容は、従業員等の場合は、就業規則に基づく処分を行い、その他の者は懲戒規程に 基づく処分を行う。

(公益通報者保護制度のための教育)

第12条 連盟は、連盟の役員及び従業員等に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、従 業員等はこの連盟の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。 (改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、平成2012年12月8日から施行する。(2012年12月8日理事会決議) 本規程は、2021年2月27日から改訂施行する。(2021年2月27日理事会決議)

(別表) 不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1. 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
- 2. この連盟の役員、従業員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
- 3. 就業規則その他の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。)
- 4. この連盟の倫理規程に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
- 5. 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により、連盟の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上